

東海市告示第144号

東海市住民票等証明書コンビニエンスストア交付サービス利用事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月6日

東海市長 花 田 勝 重

東海市住民票等証明書コンビニエンスストア交付サービス利用事務処理要綱の一部を改正する要綱

東海市住民票等証明書コンビニエンスストア交付サービス利用事務処理要綱（平成27年東海市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「市民税・県民税・森林環境税証明書」を「課税証明書又は非課税証明書」に改める。

第4条第5項第1号中「第17条第5項」を「第17条第9項」に改める。

別表の1の項中「(交付日が平成24年4月1日以降のものに限る。)」を削り、同表の2の項中「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険等の被保険者証、」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表の2の項の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。